

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の臼澤良一君の一般質問にかかわる答弁について当局より補足したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 昨日の臼澤議員のリサイクル改定に係る再質問の中で、測定結果ということで数値を求められておりましたことが未回答になっておりましたので、この場をお借りしまして回答させていただきます。

まず石綿濃度測定結果についてでございます。基準値は10本パーリットル、これは大気汚染法上で定める工場または事業場の敷地境界線における大気中の許容限度ということで、1リットル当たり10本という検出になっております。これを10月7日の作業中に実施しております、敷地境界4地点で測定しております。結果は0.15という形で、基準値を満たしているという状況になっております。

続きましてダイオキシンになります。これは作業前周辺環境調査ということで、大気汚染の調査を実施しております。基準値は0.6ピコグラムTEQパー立方メートルという聞きなれない単位になっておりますけれども、実施日は9月11日から12日にかけて行っております。これは東西南北各1地点で実施しております、調査結果ですけれども、一番低いところで0.0028ピコグラムとなっております。一番高いところで0.0038ピコグラムという結果となっております。また、解体に当たりまして、地下タンク内のほうに水が多少残っておりますので、これにつきましてもダイオキシンの調査を実施しております。実施日は9月11日になります。環境基準でいきますと1ピコグラムTEQパーリットルという形になりますし、排出基準では10ピコグラムTEQパーリットルとなっております。1階の汚水量調整槽では0.14ピコグラムで、地下のほうのごみピット排水槽では0.000099ピコグラムということで、これも基準値を満たしているということになっております。ちなみに先ほどからのピコグラムという聞きなれない単位を申ししておりますけれども、最近では皆さん聞き及んでいるのはナノサイズとかナノグラムというのは聞き及びがあるかと思っておりますけれども、これがサイズ1ナノグラムとなっておりますのは10億分の1グラムということになります。先ほど言っていますピコグラムですけれども、1ピコグラムは1兆分の1グラムという単位になりますので、私もこれ調べて初めてわかりましたので。昨日回答できなかった旨お詫び申し上げたいと思

ます。

○議長（小松則明君） 以上で報告を終わります。

○

日程第1 議案第98号 大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第98号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第98号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について説明いたします。

お手元に98号をめぐっていただきまして条例のほうをお開き願いたいと思います。

当該条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律平成29年法律第29号に基づくものでございまして、その趣旨は国が進める働き方改革の一貫といたしまして、地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することにあります。なお、当該条例の規定は、国が示しておりますマニュアルを遵守した取り扱いを原則とした規定となっていることとお断り申し上げます。

当該条例の構成でございますが、全28条と附則からなる規定となっております、まず第1条でございますが、当該条例の趣旨の規定でございます。

第2条がパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与についての規定となっております。

第3条から次ページ2ページにまたがりませんが、14条まではフルタイム会計年度任用職員に関する諸規定を規定してございます。

第15条から第22条、4ページまでまいりますが、22条までにつきましては、パートタイム会計年度任用職員に関する諸規定を規定してございます。

第23条は会計年度任用職員の給与からの控除。

第24条がパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償。

第25条はパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行にかかる費用弁償。

第26条が会計年度任用職員の勤務時間等。

第27条は単純労働者等の給与の種類及び基準。

結びになります第28条は委任の規定となっております。

なお、附則につきましては、施行期日及び期別支給割合の適用の規定を付してご
います。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第98号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを採決いた
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第2 議案第99号 大槌町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条
例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第99号大槌町復興まちづくり支援施設の設置及び
管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは議案第99号大槌町復興まちづくり支援施設の設
置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大槌町復興まちづくり支援
施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次のページの条例をごらんください。

第1条は設置の趣旨を規定しております。

第2条は設置を規定しております。

第3条は名称及び位置について規定しております。

第4条は管理について規定しております。

第5条は使用の内容、第6条は損害賠償について規定してございます。

第7条は委任について規定しております。

附則として、当該条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅海康悦君。

○9番（東梅康悦君） 一般質問の続きになるわけですが、5条の使用のところで避難施設として使用できるとあります。災害の区分等も3段階に分かれていると認識していますが、まずこの施設はどのような災害に対しても避難所として対応できるのか、その部分をまず尋ねたいと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 災害種別ということでございますけれども、今後町のほうの指定の部分につきましては、やはり津波、地震、あと火事等々になります。ただこちらのほうですね、やはり例の基礎調査の関係がまだはっきりしたものが一応出ておりません。台風19号の際にもこの上のほうからの土砂、あとは水の部分が出ていましたので、これらも含めまして再度調査もしくは説明等も含めながら、指定に当たっては慎重に対応していきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅海康悦君。

○9番（東梅康悦君） この防災マップを見たとき、あの地域については何も色がついていなかったもので、これはもしかしたら全ての対応ができるのかなという思いの中で今聞かせてもらいました。今後調査ということで、しっかりしていただきたいと思います。

そこでこの間の全協の中でも詳細なところが説明になったわけですが、この建物の敷地面積が約4,400平米。そしてまた公民館の部分も合わせた床面積が1,227平米ということで、簡単に敷地面積から建物面積を引いた場合、かなりの余裕面積が引き算として答えになるわけですが、実際見ればやはり植栽の部分が結構あったりとか、結構先ほどの避難の話ではないんですが、もう少し植栽の部分を考えた中で駐車スペースを設ければもっとよかったかなという感じを持ちました。これは今言っても始まりません、もう間もなく完成ですから。そこでまずどの程度の車を駐車できるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） この分館の駐車スペースですけれども、いずれ敷地内、一応計14台駐車スペースがあります。1台は障害者用の人に優しい駐車場で1台置けるスペースがあります。また今仮設の分館が建っている旧赤浜分館の部分、ありますけれども、それもいずれ整備をいたしまして、そちらのほうにも駐車場約30台ほど置けるスペースということになってございます。（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第99号大槌町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第100号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

別添の別表第1をお開き願いたいと思います。

本文の第4条関係に当たる別表第1、行政職給料表につきまして、改め方式によりまして改正するものでございます。

なお、附則については、施行期日及び給与の内払いの規定を付してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第101号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（道又英樹君） 議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正については、地方税法第323条により、町民税の減免について災害その他特別の事情がある者に対する減免条項を追加するものであります。

次ページの新旧対照表をお開きください。

第52条第1項第8号に災害その他特別の事情がある者を追加するものであります。

あと附則としましては、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から施行を適用するものであります。

以上であります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 改正後の（8）の災害その他特別の事情がある者という表記がありますけれども、その特別の事情というのはどういうことを想定されているんでしょう。

○議長（小松則明君） 税務会計課長兼会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（道又英樹君） 説明いたします。

まず特別な事情というのは、1号から7号に関しまして、生活保護であるとか生活困窮であるとかというのは、全て規定しております。今回は台風19号で被災された方とか、火事とかいろいろな生活災害に近いものを含めようとして、このその他特別の事情という文言でちょっと包括しようと考えております。（「了解しました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第102号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第102号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それでは次ページの新旧対照をお開きください。

今回の一部改正は、大槌町公共下水道事業の地方公営企業化への全部適用に伴い、第2条大槌町公共下水道の設置及び2項大槌浄化センター並びに桜木町雨水ポンプ場、栄町雨水ポンプ場、大町雨水ポンプ場の設置について、これを削除し、第4条以降では規則を規定、町長を管理者へと文言の整理を行い、所要の改正を行おうとするものです。

なお、この条例は令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第102号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第103号 大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第103号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それでは次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、大槌町公共下水道事業の地方公営企業化への全部適用に伴い、先ほどと同様町長を管理者に、規則を規定へと文言の整理を行い、所要の改正を行おうとするものです。

なお、この条例は令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第103号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第104号 大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第104号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋） それでは次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、大槌町漁業集落排水処理事業の地方公営企業化への全部適用に伴い、第1条、設置についてはこれを趣旨とし、「図るため」を「図るため設置する」に改め、「を設置する」を「に関し必要な事項を定めるものとする」と改正するものであります。

第2条、施設の名称及び位置については、これを削除し、第4条以降では町長を管理者に、規則を規定へと文言の整理を行い、所要の改正を行おうとするものです。

なお、この条例は令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第104号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第105号 大槌町漁業集落排水処理事業分担金条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第105号大槌町漁業集落排水処理事業分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それでは次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、大槌町漁業集落排水処理事業の地方公営企業化への全部適用に伴い、先ほどと同様町長を管理者に、規則を規定への文言の整理を行い、所要の改正を行おうとするものです。

なお、この条例は令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第105号大槌町漁業集落排水処理事業分担金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第106号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第106号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 議案第106号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の

貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の新旧対照表をごらん願います。

今般の改正は、東日本大震災津波により被災した住宅の移転先として整備した防災集団移転促進事業に係る宅地は、移転対象者の家族状況の変化などにより、空き区画が生じていることから、空き区画の一般分譲化を行うことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第2条は、本条例における用語の定義を規定しておりますが、第6号において空き区画の定義を追加するものであります。

第4条では、貸し付け等を受けられる者を規定しておりますが、譲渡の特例を第4条の2として新たに設け、第1項において財産処分の承認を受けた空き区画については、譲渡することができる旨を追加するものであります。また、第2項において町税等の滞納のある者など、第1号から第4号に規定する者については、空き区画の譲渡を受けることができない旨を追加するものであります。

なお、附則として、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 第2条の（6）に一定期間を経過した宅地と明記してありますけれども、一定期間というのはおおむね例えば5年とか6年、10年とか、そういう年度で示していただければ、例を挙げて示していただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 一定期間についてでありますけれども、移転対象者が仮申し込みを行っていた各地の辞退に伴い、移転対象者向けの再募集、これを町のホームページ等で周知をし、2週間行うこととしております。したがってこの2週間経過した後ということでの一定期間ということでございます。以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第106号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第107号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第107号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは議案第107号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は第17条、赤浜分館の位置を大槌町赤浜一丁目2番12号を大槌町赤浜二丁目2番35号に改正するものであります。また、赤浜分館使用料金につきましては、別表第4の記載のとおり、会議室1、会議室2、和室、調理室、ホール、全施室における使用料金を各時間帯ごとに1時間当たりの料金に改めるものでございます。

なお、今回の料金設定については安渡公民館同様に中央公民館の使用料金を基本にして設定しています。

附則、この条例は令和2年1月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第107号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第108号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第108号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは議案第108号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

別紙新旧対照表をごらん願います。

今回の改正につきましては、大槌町柁内地区集会所を新たに設置することに伴い、第2条において、集会所の名称及び位置を追加するものでございます。また、施設の使用料であります別表第1につきましても同様に柱書部分に新たに設置する集会所を追加するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第108号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第109号 大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第109号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 本条例改正は、令和2年度より大槌町下水道事業に地方公営企業法の全部が適用され、企業会計化されることに伴う条例の一部改正であります。

新旧対照表をごらん願います。

まず条例の名称ですが、水道事業に下水道事業を追加し、大槌町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例に改めるものであります。

第1条第2項に下水道事業の設置を追加し、第1条の2では地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の全部を令和2年4月1日から下水道事業に適用することを規定しています。

第2条では、水道事業に下水道事業を追加し、第2項には水道事業の経営規模を集約し、第3項に公共下水道の経営規模、第4項に漁業集落排水処理事業の経営規模を追加し、排水区域面積、排水人口等を規定しております。

第3条では、水道事業と下水道事業の担当課を組織再編することに伴い、水道事業所を上下水道課に改めるものであります。

第4条以降は、文言の改正で、改正前、水道事業とあるものは改正後、上下水道事業に、管理者の権限を行う町長とあるものは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改めるものでありますので、以下新旧対照表を御確認願います。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、大槌町特別会計条例は廃止する。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第109号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第110号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第110号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 本条例改正は、令和2年度より大槌町下水道事業に地方公営企業法の全部が適用され、企業会計化されることに伴う条例の一部改正であります。新旧対照表をごらん願います。

第2条は、先に説明した大槌町水道事業の設置に関する条例の名称に、下水道事業を追加したことによる条例名の改正です。

第3条以降は文言の改正で、改正前、管理者の権限を行う町長とあるものは、改正後、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に、町長とあるものは管理者に改めるものでありますので、以下新旧対照表を御確認願います。

以上、御審議のほどよろしくお願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第110号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第111号 大槌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第111号大槌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 本条例改正は、令和2年度より大槌町下水道事業に地方公営企業法の全部が適用され、企業会計化されることに伴う条例の一部改正であります。新旧対照表をごらん願います。

まず、条例の名称ですが、組織再編による上下水道課設置に伴い、企業職員の前に上

下水道課を追加し、大槌町上下水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に改めるものであります。

1条以降は文言の改正で、改正前、企業職員とあるものは上下水道課企業職員と改め、管理者の権限を行う町長とあるものは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改めるものでありますので、以下、新旧対照表を御確認願います。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第111号大槌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第112号 大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第112号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは議案第112号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項に基づき、新たに設置される柁内地区集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

1、施設の概要につきましては、（4）と（6）のとおり、鉄骨平屋建て、面積が134.27平方メートル。大ホール、調理兼談話室がそれぞれ1室ずつとなっております。

なお、開館時間は午前9時から午後10時まで、休館日は不定休でございます。

次に2、指定する団体の概要につきましては、名称は柁内町内会、所在地は大槌町大

樋第12地割60番地、代表者は荒澤一夫。設立年月日は平成27年4月19日で、令和元年11月末の現在の会員数は137世帯となっております。

次に指定管理の期間につきましては、令和2年2月1日から令和5年1月末までの3年間でございます。また、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、(1)から(5)まで、震災後、新たに設置された集会所と同様の内容となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） この集会所は広く活用するためにバリアフリーとかにはなっていますか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 今この枉内地区の集会所の工事を行っていますが、いずれバリアフリーにつきましてはスロープを設けて今回の工事で行う予定となっております。（「了解しました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第112号大樋町枉内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第113号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第113号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第113号岩手県市町村総合事務組合を組織する地

方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

次のページの新旧対照表をごらん願います。

改正前、別表第1、第2条関係中、下線部分の盛岡市矢巾町都市計画事業等組合を、改正後削除とするものでございます。

なお、附則については令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第113号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第114号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第114号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第114号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

次ページの財産処分に関する協議書をごらん願います。読み上げいたします。

1、岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を行うために、岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額のうち、盛岡市矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持ち分額

に相当する額を盛岡市に還付するものとする。

2、還付金のうち、盛岡市矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持ち分額に相当する額については、盛岡市矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第114号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第115号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第115号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第115号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

10款地方交付税1項地方交付税、補正額8,634万1,000円の増は、復興交付金事業の財源となる震災復興特別交付税であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額1億5,109万円の増は、公共土木施設災害復旧費負担金等であります。

2項国庫補助金、補正額552万1,000円の増は、風疹抗体検査事業補助金等であります。

15款県支出金 1 項県負担金、補正額1,474万1,000円の増は、子どものための教育・保育給付費負担金等の実績によるものであります。

2 項県補助金、補正額 1 億3,087万3,000円の増は、農業施設災害復旧費補助金等です。

18款繰入金 2 項基金繰入金、補正額 2 億9,512万2,000円の増は、ふるさとづくり基金繰入金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

19款繰越金 1 項繰越金、補正額8,431万3,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入 4 項雑入、補正額 1 億370万円の増は、復興きらり商店街解体工事に係る設計費及び解体工事費の助成金であります。

21款町債 1 項町債、補正額 2 億1,100万円の増は、生井沢河川改修工事等に係る緊急自然災害防止対策事業債等であります。

2 ページをお開きください。

歳出です。

各款各項におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額 9 万7,000円の増は、人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額595万3,000円の増は、ふるさと納税事務一括代行業務委託料等であります。

2 項徴税费、補正額325万円の増は、人件費であります。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額 3 万3,000円の増は、人件費であります。

4 項選挙費、補正額331万6,000円の減は、人件費であります。

7 項地方創生費、補正額200万円の増は、ジビエ処理加工施設整備事業費補助金であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額3,232万8,000円の増は、障害者自立支援給付費等であります。

2 項児童福祉費、補正額2,961万6,000円の増は、認定こども園の運営費に係る施設型給付費等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,834万7,000円の増は、麻疹風疹予防接種委託料等であります。

2 項清掃費、補正額268万2,000円の増は、沿岸南部広域環境組合負担金等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額72万7,000円の増は、農地集積協力金補助金等

であります。

3 項水産業費、補正額694万9,000円の増は、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金等
であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額2,294万4,000円の増は、復興きらり商店街跡地活用検
討業務委託料であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額61万5,000円の増は、人件費であります。

3 項河川費、補正額 1 億5,000万円の増は、生井沢川ほか河川改修工事費であります。

4 項都市計画費、補正額1,297万5,000円の増は、大槌町都市計画マスタープラン改定
業務委託料及び下水道事業特別会計繰出金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額681万6,000円の増は、釜石大槌地区行政事務組合負担
金であります。

3 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額340万1,000円の増は、人件費であります。

2 項小学校費、補正額91万8,000円の増は、吉里吉里学園の冷房設備設置に伴う光熱
費等の増であります。

3 項中学校費、補正額125万円の増は、吉里吉里学園の冷房設備設置に伴う光熱水費
の増及びグラウンドで使用する備品購入費であります。

4 項義務教育学校費、補正額137万8,000円の増は、前年度実績に基づく光熱水費の増
であります。

5 項社会教育費、補正額86万2,000円の増は、赤浜分館の火災保険料等であります。

6 項保健体育費、補正額196万8,000円の増は、学校給食センターの調理機械設備の部
品交換にかかる費用及び空調設備修繕費等であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額 1 億3,100万円の増は、本年
10月の台風19号により、被害を受けた巖岩橋等農業施設及び林道城山 2 号線等の災害復
旧工事費であります。

2 項土木施設災害復旧費、補正額 1 億7,600万円の増は、本年10月の台風19号により
被害を受けた町道宮沢峠線ほか 3 路線及び生井沢川、柁内川の土砂除去等の災害復旧工
事費です。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額1,536万6,000円の増は、復興交付金基金積立金及
び漁業集落排水処理事業特別会計繰出金等であります。

6 項復興土木費、補正額 3 億1,710万円の増は、安渡東側幹線整備工事費等でありま
す。

12項復興支援費、補正額 1 億4,144万2,000円の増は、復興きらり商店街仮設店舗解体
工事費等であります。

4 ページをお開きください。

第2 表繰越明許費。追加。

款、項、事業名、金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いた
します。

7 款商工費 2 項商工費、復興きらり商店街跡地活用事業、2,110万5,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鍬線道路改良事業、3 億6,110万円。

3 項河川費、生井沢川ほか河川改修事業、1 億6,000万円。

4 項都市計画費、都市計画総務費、1,133万円。

11款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業、2 億4,600万円。

15款復興費 6 項復興土木費、町道交付金事業、6 億4,509万5,000円。

漁業集落防災強化事業、3 億1,710万円。

12項復興支援費、仮設商店街解体事業、1 億1,800万円。

工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの 8 件となります。

5 ページをお願いいたします。

第3 表地方債補正。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、
償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業、1,000万円、1 億6,000万円。

農業施設災害復旧事業、1,670万円、1,890万円。

林道施設災害復旧事業、1,810万円、1,830万円。

公共土木施設災害復旧事業、3,660万円、9,520万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,270万1,000円を追加し、
歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ293億8,017万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5ページ、第3表地方債補正、変更。

8ページをお開きください。

歳入に入ります。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

10ページに入ります。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。進行いたします。

11ページに入ります。

歳出です。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

2項徴税費。進行いたします。

12ページに入ります。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

13ページ。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

14ページに入ります。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費1項商工費。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 商工費の復興きり商店街の跡地利用に関する予算ですけれども、あそこはこれからの大槌町のあり方として重要な地点になると思いますので、どういった使い方をするかというのは非常に重要なポイントになると思うんですけれども、どういう使い方をするかを定めるためにもまず現地測量は当然必要だと思います。610万の現地測量は当然必要な費用だと思いますけれども、その前の跡地利用活用検討事業、先日来の一般質問等でもこの話は話題になっていましたけれども、基本的には道の駅をベースとしつつゼロベースでこれから検討していくというお話だったんですけれども、ここに計上されている1,500万というのはどういう使い方をするのか、業者に委託して検討していくのか、業者に委託して検討させるとしたらその検討の仕方というのは、業者で案をつくって住民に広く周知させるのか、それとも検討する段階でその住民の意見が何らかの形で反映されるような形で進められるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員御質問のこれからのその活用策をどのように検討するかということでございますが、今回のその1,500万は実は参考見積もりを何社からか取りましたところ、いろいろなパターンを提案された中で、いろいろミックスした上で、またその方向性もまだ確実に固めてはおりません。今後あくまでも今回の1,500万の中には、最低限全国の道の駅であるとか、こういった地形の段階でこういった使われ方をしているかとかというような調査を基本的な調査、マーケティング調査も含めまして、そういった調査をまずは調べてみようというのが最低限含まれておる事業でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ということはやっぱりこの算出の根拠というのは、どういう使い方をするのかというのが決まっていなくてあれば、なかなか算出しにくいと思うんですけれども、このベースとなる道の駅をここに建設した場合にはどれくらいになるのかというのを参考にした金額だと。要するにいろいろな案がある中で、今のところは道の駅をベースにしているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

確かにその道の駅を1つのコンセプトというか、基軸には考えておりますが、それ以外も含めたフラットベースで、ゼロベースでの調査をまずはするというので今回は検討しております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私もこのきらり商店街跡地活用検討業務委託料のところで質問させていただきます。きらり商店街跡地となると、前北小学校のグラウンドという位置づけになるのかなと思うんですが、その裏側にある現在スクールバス等を置いている敷地もあるわけです。これ全体を含めての計画になるのか、それとも純粹にきらり商店街があった場所だけを指すのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

全体でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

16ページ。8款土木費1項土木管理費。

進行いたします。

3項河川費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消費費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この備品購入のところでは先ほど財政課長がグラウンドで使用する備品という説明がありました。具体なところで何をどの程度購入するのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

吉里吉里中学校のグラウンドは、ことし2学期途中から使うことができるようになりまして、そこの校庭に配置します野球のベースとか、あとはサッカーゴール、これが相当古いものでしたので、それをかえる。それからあとは鉄棒等になっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そうですね、わかりました。まずこの新しいもので子供たちに使っていただくということで、大変喜ばしいことだと思います。そこで次のことをお尋ねしますが、この財源は教育振興基金より、これを取り崩してこの備品購入に充てられるというのはわかるんですが、この今上のほうの小学校費のこのクーラーの光熱費は、これ一般財源で賄われていますよね。次のこの義務教育学校費の光熱費も一般財源で賄われていると。教育振興費はそのやりくりの中でやるというのはわかるんですが、この需用費の16万円が果たしてその教育振興費、光熱費だと思うんですが、教育振興費を支出して取り崩した中でこの支払うことが果たしてこの教育振興基金の目的になじむのかなという疑問を持つわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 予算の積み上げする段階でちょっと後で財源振りかえしたいと考えております。充当誤りでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） いいですか。（「いいです」の声あり）

では進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

18ページに入ります。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この台風19号関係で費用計上されますので、農林水産及び公共土木などは、結構この程度の災害だということで、我々も知るところなんです、この農林水産の水産というところを考えた場合、どうも海の中が今回の19号の中でどの程度暴れて、そしてまた漁業者がどの程度の被害があったのかというのを、海の中のことですからなかなか調査するのは厳しいかとは思いますが、台風の後若手の養殖漁業者等と話をしたとき、かなりの部分がもう被害を被っているというところで、本当に悲痛な叫びがありました。その中でまずこの19号の養殖漁業を含めた漁業被害というのはどの程度になっているのかというところをまずお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

済みません、ただいま詳細な資料をお持ちしていないんですが、記憶の範囲ではカキの棚が15、ホタテが1つだったと記憶しております。そちらにつきましては、私も非常に今回農林の農業と林業の部分だけが出ておりましたので、水産はどのような状況になっているのかということで、漁協のほうにも問い合わせをしたり、その対応についてどう対応するのかということに関しましては、問い合わせはしておりました。被害額については済みません、ちょっと今記憶なんですけど、確か160万程度だったと考えております。それで国の補助制度が対応にならないのかと、確か水産部のほうから照会が来ておりましたが、被害額がちょっと言い方があれなんですけれども、過小だということで、今回は対象にならないという報告を受けております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。今示されたその百幾ら万という数字は、その養殖棚という施設の被害、そこにぶら下がっている例えばカキとかホタテが幾ら被害があったかというのはこれからの数字ということになるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 済みません、きょうも本来であれば資料を持ってくるべきなんですけど、資料をお持ちしてないんですが、確か絡まって、棚自体が絡まっていたということでございまして、そのカキ自体の養殖に影響があるのかということは、ちょっと済みません、記憶があれだったんですけども、確かなかったとちょっと私は聞いているんですけど、申しわけございません、後で確認してから御答弁差し上げたいと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項土木施設災害復旧費。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） この台風19号関係の復旧費用に絡んでくると思うんですけども、以前選挙等でお話ししたことがあるんですけども、この復旧の仕方ですね、当局の説明の中では、被災して元の状態に戻す単純復旧が基本だというお話があったんですけども、その中でやっぱりどうしても気になるのは、町道なのか県道なのかはっきりしない道があって、その復旧するのに舗装道路の半分しか今舗装されていないので、その舗装部分も震災前からそういう状態だったのか、震災によって半分被災して舗装面がなくなったのかちょっとよく定かではないんですけども、半分舗装されていないためにそこに土砂を埋めるだけで復旧したというやり方で終わっていると。前回の台風のと

きも同じ場所が同じような状況で水で流されて、車も通れなくなって孤立してしまったという状況がある中で、幾らこの単純復旧とはいえ、そういうことが繰り返されるのであれば、そもそも抜本的に舗装されていないのであれば舗装するような形にすべきではないかと。そういうやり方に見直すべきではないかと前々から思っています。この大もとは前回の説明の中でもその上流側にある砂防ダムが機能していないから水が溢れるんだという話もあったんですけども、根本的にはそういったところを解決するのも必要だと思っておりますけれども、それはずっと時間がかかっているわけですね。ですから水が溢れても道路が決壊して通れなくなるというような状況をまずは第一ステップとしてきちっと整備してやるのが住民の孤立、その集落もこの台風19号のときにも孤立してしまったんですけども、車が通れなくてなかなか家に帰れないと。避難所に一旦避難したんだけども自宅に戻れないというような状況があったようです。ということも考えて施工の仕方を見直すべきではないかと。そこも織り込むべきではないかと考えますけれども、当局の見解をお願いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） そもそも災害復旧とか環境整備課で管理している道路というのは町道でございます。したがって町道以外の道路については、環境整備課としては管理していない。そういう中において、ただそういった状況で通れないということであるので、最低限の道路復旧をしているというところであります。もしその後それ以上また舗装であるとか、そういった道路改良を考えるのであれば、その私道部分を町道に寄附するとか、そういった部分の下の土地の管理についても含めてやった上で町道認定をして、その中で管理していくという形になるかと思っております。ただ基本的には舗装をするために寄附するというのはなかなかちょっとうちも受けにくいんですが、その辺はいろいろあるんですけども、そういったところをやっていくと、さまざまな町内の私道がいっぱいあって、それを全部税金を使って直していくと。人の財産を直していくということになりますので、今のところは基本的には最低限の部分の補修をしたというところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） これちょっと改めて議論したいと思っておりますけれども、果たしてそういうやり方が本当にいいのかどうか、水害があるたびに道路が削られてしまう。その都度直す。大雨が降ると削られる、また直すというふうに繰り返しお金をかけたほ

うがいいのか、一度舗装してしまっても大雨が降ってもその道は崩れないというようなやり方にしたらいいのかというのが議論が必要だと思います。お金の使い方として。という意味で、今回のこの台風19号関係の被災状況についてはいろいろと仮復旧等応急処置等していると思うんですけども、全体的に、町全体の被災状況を見ながらどういった復旧方法にするのかというのを我々議員としても十分知っていないところもありますので、そういったところを説明いただく場を設けていただきたいと思いますので、その辺のところ検討していただけるかどうかを答弁お願いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） ちょっと問題点がいろいろずれていると思うんですが、町道に関しては例えばそういう災害があつて、何度も掘られるようなところは当然舗装したり改良します。ただ私道については、今言ったように最低限のものをしていると。ただそれについても税金が投入されていますので、そういう言い方をされるのであれば、そういった復旧もお金を使えないということになって、それは個人で直していただくということになると思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） じゃあちょっと今の質問の後段のほうは後回しにして、前段のほうの、お金の使い方として、本当に効率的なのかどうかということなんです。お聞きしているのは、同じことが何回も何回も繰り返す、そのたびごとにお金を投入するのがいいのか、一度単純復旧よりはお金がかかるけれども、将来にわたってそういった復旧費用が発生しないというようなお金の使い方をしたほうがいいのかというところで、前段の質問はしたので、そこのところをもう一度お伺いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 何度も申し上げている。そもそもそこに税金を投入すること自体が、そういつてくると問題点として引っかかってくるので、やはり基本的には、

○議長（小松則明君） 当局。民地という、民地が町のものということでなく、災害が起きた場合の、例えば町のもの、公共のものという考え方のことについての答弁も入れていただければと思います。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 公共のものについては基本的には災害復旧は原形復旧でございます。ただし、土羽であっても例えばブロック積みにするとか、その場合

再度また復旧が、また災害の被災が起きないような形で復旧するというのは原則でして、基本的には災害査定を受けてやるんですけども、町道あるいは公共施設については再度その部分が被災しないような形の復旧をいたします。なおかつそういった部分があるのであれば、例えば何度も掘られるような町道は、例えばよくあるんですけども、勾配がきつところのカーブの部分であるとかは舗装したりしております。ただ今言ったように個人の部分についてまで舗装したり、そういった部分というのはなかなか基本的には難しいと。基本的にはやはり議会で認定していただいた町道について税金を投入すべきものと考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 後段の全体説明をいただけるのかの検討をしていただけかどうかという答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 今は災害の部分に対してこういう災害が起きた場合には、こういうところをできるとか、こういう工法でやるとか、いろいろな説明についてのことを今後やる機会を設けてくれるのかということで、その回答をお願いいたします。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 基本的に災害復旧は災害復旧の国庫負担法に基づいて復旧されます。これについてはうちが提案したものを災害査定官という方が査定して決定されますので、説明というのはなかなかうちのほうからするものではなく、その都度その査定官によって査定されるので、なかなか説明できるものではございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町内には町道以外ですけども、町道ではないんですけども、多分個人の道路になりますけども、多くの人たちがそこを共同で使っているさまざまな道路が数見受けられるようです。それからそういった道路で寄附して町道に認定してほしいという声があって、そういうこと言ったんですけども、なかなかそれが進んでいないんですが、こういう町内のそのような道路事情について、常任委員会等に付託してちょっと皆さんで話し合いするような機会を設けてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 基本的に町道に寄附するというのは、うちのほうで規則をつくってございまして、例えば今言ったように公共性が高いような土地で寄附したいということであれば、その下の土地を分割、分筆して、そしてその寄附採納の手

続をとっていただければ、町道に認定する場合もある。それはその都度。あとは今回はこういった被災の場合においては、被災してその部分の被災者が道路あたりに例えば新しい家を復旧した場合はそういった部分の寄附を受けるとか、そういった部分の規則はつくってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員。災害復旧工事についての質問でお願いいたします。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 災害復旧はとにかく生活を守るという原点で個人道路でも考えるということは前にも言いましたし、前に討論してきました。そしてその道路事情、いろいろな先ほど言いましたけれども、町道であっても舗装がちゃんとしてあるのは壊れにくいのに、すぐ壊れてしまう。それはどうするんだ、災害復旧では現状だからその舗装どうのこうのと言うんですけれども、何回も同じような災害があって、それを何回もかけるよりもちゃんと次の災害にも対応できるようにしたらばというのが佐々木慶一議員の話だと思うんです。そしていろいろな町内にそういう災害道路等を見ながら、やっぱり町民の生活に密着した道路、個人で持っているけれどもみんなが使っている道路、いろいろな部分があるので、その辺を全体的な部分を、

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員。今のことに工事請負費の災害工事ということで、その中身の工事物件に対する質問事項であって、これからのあり得るものに対する協議ではございません。そこを、

○8番（阿部俊作君） わかりました。今の話でそういう災害物件に対する話し合いも含めて常任委員会等に付託できないものですか。これはこれでいいですけれども。いろいろな問題が出ているので、その辺も含めたいと思って、

○議長（小松則明君） 常任委員会については、常任委員長の方向で開くのは委員長のほうで、

○8番（阿部俊作君） わかりました。了解。

○議長（小松則明君） よろしくお願ひいたします。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私が聞きたいのはこの台風の被害とか今回のような水が来た、そしてこの補正予算が組まれましたけれども、優先順位があるはずなので、この補正予算が優先順位決めてやると思うんですけれども、どこどこか具体的に整備箇所。あとは今環境整備に皆さん質問しているけれども、申しわけないけれども、この前に戻って土木のほうからもこの沢山のこともありますので、具体的にどこどこをやるか、優先順位

で決めたか、この予算範囲内でやるところはどどこですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今回の土木施設災害復旧事業は、筋山線が2カ所です。不動滝線が3カ所、宮ノ口峠線が2カ所、それから下屋敷の下屋敷山母森線が1カ所の、1、2、3、4、5、6、7、8カ所です。それから河川が枉内川の1カ所と生井沢川の1カ所でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ついでに申しわけありませんけれども、土木のほう、全部合わさってこれ。（「土木はこれだけ」の声あり）あれも合わさって。あそこの、環境整備だからな。いいです。（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。

19ページに入ります。

15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

6項復興土木費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 復興土木費のこの用地買収費のところでお尋ねをいたします。防集の機能強化費のところなんです、これである程度復興が見えてきた形の中で、今用地買収という部分が出たので、どういう目的でこの用地買収がされるのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） この部分はそもそも用地難航者がございまして、今これからこの間の都市計画審議会において決定したのでございますけれども、そういった部分で土地のほうも視野に入れながらこの部分の用地買収を行いたいということで、今結構この復興事業の中では最後の部分になるんですが、これまでに買収ということとずっと進めてきたんですけれども、そういったことで今回また計上させていただいたということでございます。（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12款復興支援費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第115号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採

決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時35分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時25分

○

再 開

午前11時35分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

先ほどの東梅康悦議員の答弁が保留になっておりますので、答弁を許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長(岡本克美君) 先ほどの東梅康悦議員からの水産物の被害につきまして、養殖の被害につきましてお答えいたします。

カキがやはり15台ございまして、こちらは施設のほうでございまして、120万円ほどの被害でございまして、それからホタテ、こちら1台でございまして、80万円ほどの被害でございまして、こちらにつきましては先ほど回答しましたように、過小、過小という言い方がちょっとあれなんです、過小ということで国の補助メニューは受けられないという状況でございまして、それから生産物でございまして、カキが大体500万円ほどの被害でございまして、こちらにつきましては漁協のほうで共済の適用に関しまして現在検討中ということでございまして。

○議長(小松則明君) 進行いたします。

○

日程第19 議案第116号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第19、議案第116号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長(伊藤幸人君) それでは議案第116号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについて御説明いたします。

説明につきましては、款項及び補正額を読み上げるとともに、その内容を説明いたします。補正予算書1ページをごらんください。

歳入です。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額94万6,000円の増は、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の決算見込みによる増額でございます。

9款繰越金1項繰越金、補正額637万3,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越分であります。

2ページをごらんください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費、補正額94万6,000円の増は、国民健康保険システム改修費の計上によるものでございます。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額637万3,000円の増は、前年度補助金等の精算に伴う返還金の計上による増額でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,653万8,000円とする補正になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第116号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第117号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3

号) を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第117号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額166万3,000円の増は、一般会計繰入金です。

2ページ目をお開きください。

歳出です。

1款1項下水道管理費、補正額163万2,000円の増は、光熱水費であります。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額3万1,000円の増は、人件費であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,865万9,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第117号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第118号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第118号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,469万2,000円の増は、一般会計繰入金であります。

2項基金繰入金、補正額3,450万円の増は、東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

8款1項町債、補正額340万円の増は、漁業集落排水処理事業債であります。

2ページ目をお開きください。

歳出です。

1款1項下水道管理費、補正額103万6,000円の増は、汚泥量の増加に伴う汚泥処理業務委託料及び汚泥運搬業務委託料であります。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額6万9,000円の増は、人件費であります。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設設備費、補正額5,148万7,000円の増は、下水道工事設計積算業務委託料並びに漁業集落排水処理場放流管新設工事及び同マンホールポンプ場新設工事であります。

3ページ目をお開きください。

第2表地方債補正です。

変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。

補正前の限度額1億1,460万円を、補正後は340万円増額して限度額1億1,800万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,259万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,745万3,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正。変更。進行いたします。

6ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第118号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第119号 令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第119号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） それでは議案第119号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることにつきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、今年度の人事委員会勧告等に伴う職員人件費及び介護予防生活支援サービス費の増によるものであります。

議案書の1ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、順に款項及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

歳入。

1款保険料1項介護保険料、補正額144万4,000円の増は、人件費及びサービス事業費の増額に伴い、必要額を計上するものであります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額160万2,000円の増は、現年度分地域支援事業交付金の増によるものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、補正額126万7,000円の増は、現年度地域支援事業支援交付金の増によるものであります。

5 款県支出金 3 項県補助金、補正額82万5,000円の増は、現年度分地域支援事業支援交付金の増によるものであります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額84万4,000円の増は、現年度分地域支援事業繰入金等の増額によるものであります。

8 款繰越金 1 項繰越金、補正額24万9,000円の増は、人件費及びサービス事業費の増額に伴い、必要額を計上するものであります。

2 ページ目をお開き願います。

歳出。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費、補正額550万円の増は、第 1 号通所型事業負担金の増によるものであります。

4 款地域支援事業費 2 項一般介護予防事業費、補正額11万6,000円の増、同じく 3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額64万6,000円の増、5 款介護予防支援事業費 1 項介護予防支援事業費、補正額 1 万9,000円の増は、それぞれ人件費の増額によるものであります。

以上、令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,427万6,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入、1 款保険料 1 項介護保険料。進行いたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。進行いたします。

5 款県支出金 3 項県補助金。進行いたします。

6 ページに入ります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行いたします。

7 ページ、歳出に入ります。

8 款繰越金 1 項繰越金。失礼いたしました。進行いたします。

歳出に入ります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費。進行いたします。

2 項一般介護予防事業費。進行いたします。

3 項包括的支援事業・任意事業費。進行いたします。

5 款介護予防支援事業費 1 項介護予防支援事業費。進行いたします。

8 ページまでです。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第119号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第120号 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第120号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、令和元年度大槌町水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額387万9,000円の増。

第1項営業費用、補正予定額352万9,000円の増は、人事異動等による人件費や臨時職員日給単価増等による増額であります。

第2項営業外費用、補正予定額35万円の増は、運転資金一時借入に伴う利息等であり

ます。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費5,290万9,000円を5,604万3,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出。進行いたします。

3ページ、4ページ、一括します。（「進行」の声あり）進行いたします。

5ページ、令和元年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。5ページから6ページ、一括いたします。進行いたします。

7ページをお開きください。

令和元年度大槌町水道事業使用予定貸借対照表。7ページ、8ページ、一括いたします。（「進行」の声あり）進行いたします。

9ページ、全部。（「進行」の声あり）進行いたします。

10ページ、収益的収入及び支出。一括します。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第120号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

令和元年12月大槌町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時54分

上記令和元年12月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員